

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2018-157955(P2018-157955A)

【公開日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-039

【出願番号】特願2017-56725(P2017-56725)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技領域に配置された始動口と、

第二領域側を流下する遊技球のほうが、第一領域側を流下する遊技球よりも、入球が容易となる位置に配置されている、遊技球が入球可能な入球口と、

遊技の進行を制御する主遊技部と、

情報を表示可能な情報表示部と、

情報表示部への情報表示を制御する副遊技部と

を備え、

主遊技部は、

始動口への入球を契機に、特別図柄の変動表示を特別図柄表示装置にて実行し、特別図柄表示装置において所定態様の特別図柄が停止表示された場合に特別遊技を実行可能であり、

遊技の状態に基づき、第一領域側と第二領域側とのどちらに遊技球を発射するべきかに関わる情報をある推奨発射情報を生成して副遊技部へ送信可能であり、

副遊技部は、

主遊技部から送信された推奨発射情報を受信する遊技情報受信手段を備え、遊技情報受信手段により受信された推奨発射情報に基づき、遊技球を第一領域側に向けて発射するよう報知可能な遊技情報である第一報知画像と遊技球を第二領域側に向けて発射するよう報知可能な遊技情報である第二報知画像とを情報表示部にて表示するよう制御可能に構成されており、

主遊技部は、1の特別図柄の変動表示が開始されたのち、前記1の特別図柄の変動表示の次に行われる特別図柄の変動表示が開始されるまでの間に、推奨発射情報を少なくとも1回生成して副遊技部へ送信し、

副遊技部は、

前記遊技情報受信手段が受信した推奨発射情報に係る情報と、遊技者が実際に遊技球を発射している遊技領域が相違する場合に、前記情報に対応する遊技領域に遊技球を発射することを遊技者に対して促す注意喚起報知を行うことが可能であり、

前記情報表示部にて、前記特別図柄表示装置における特別図柄の変動表示に合わせて行

う情報表示において、前記特別図柄表示装置に所定態様の特別図柄が停止表示されることを示唆する特定情報表示が表示された場合には、前記注意喚起報知の実行を制限することが可能である

ことを特徴とするぱちんこ遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本態様に係るぱちんこ遊技機は、

所定の遊技領域に配置された始動口と、

第二領域側を流下する遊技球のほうが、第一領域側を流下する遊技球よりも、入球が容易となる位置に配置されている、遊技球が入球可能な入球口と、

遊技の進行を制御する主遊技部と、

情報を表示可能な情報表示部と、

情報表示部への情報表示を制御する副遊技部と

を備え、

主遊技部は、

始動口への入球を契機に、特別図柄の変動表示を特別図柄表示装置にて実行し、

特別図柄表示装置において所定態様の特別図柄が停止表示された場合に特別遊技を実行可能であり、

遊技の状態に基づき、第一領域側と第二領域側とのどちらに遊技球を発射するべきかに関わる情報をある推奨発射情報を生成して副遊技部へ送信可能であり、

副遊技部は、

主遊技部から送信された推奨発射情報を受信する遊技情報受信手段を備え、

遊技情報受信手段により受信された推奨発射情報に基づき、遊技球を第一領域側に向けて発射するよう報知可能な遊技情報である第一報知画像と遊技球を第二領域側に向けて発射するよう報知可能な遊技情報である第二報知画像とを情報表示部にて表示するよう制御可能に構成されており、

主遊技部は、1の特別図柄の変動表示が開始されたのち、前記1の特別図柄の変動表示の次に行われる特別図柄の変動表示が開始されるまでの間に、推奨発射情報を少なくとも1回生成して副遊技部へ送信し、

副遊技部は、

前記遊技情報受信手段が受信した推奨発射情報に係る情報と、遊技者が実際に遊技球を発射している遊技領域が相違する場合に、前記情報に対応する遊技領域に遊技球を発射することを遊技者に対して促す注意喚起報知を行うことが可能であり、

前記情報表示部にて、前記特別図柄表示装置における特別図柄の変動表示に合わせて行う情報表示において、前記特別図柄表示装置に所定態様の特別図柄が停止表示されることを示唆する特定情報表示が表示された場合には、前記注意喚起報知の実行を制限することが可能である

ことを特徴とするぱちんこ遊技機である。

＜付記＞

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係るぱちんこ遊技機は、

第二領域側を流下する遊技球のほうが、第一領域側を流下する遊技球よりも、入球が容易となる位置に配置されている、遊技球が入球可能な始動口（例えば、第2主遊技始動口B10）と、

識別情報を表示可能な識別情報表示部（例えば、第2主遊技図柄表示部B21g）と、

情報を表示可能な情報表示部（例えば、演出表示装置 S G ）と、周波数発振部を有し、周波数発振部にて発振したクロック信号に基づき、計時可能な計時部（例えば、リアルタイムクロック R T C ）とを備え、計時部（例えば、リアルタイムクロック R T C ）は所定の基準となるタイミングからの経過期間を保持可能に構成されており、

始動口（例えば、第 2 主遊技始動口 B 1 0 ）への入球に基づき、乱数を取得する乱数取得手段と、

乱数取得手段が取得した乱数に基づき、識別情報表示部（例えば、第 2 主遊技図柄表示部 B 2 1 g ）にて識別情報を変動表示した後、識別情報を停止表示するよう制御する識別情報表示制御手段と、

識別情報が所定グループに属する停止表示態様にて停止表示された後、遊技者にとって有利な特別遊技を実行可能である特別遊技制御手段とを備え、

遊技状態として、通常遊技状態と通常遊技状態よりも始動口（例えば、第 2 主遊技始動口 B 1 0 ）への入球が容易となる特定遊技状態とを採り得るよう構成されており、

特定遊技状態である場合には、遊技球を第二領域側に向けて発射するよう報知可能な遊技情報である報知画像を情報表示部（例えば、演出表示装置 S G ）にて表示可能であり、当該報知画像として、報知画像 A と、報知画像 A とは表示態様が異なる報知画像 B と、を少なくとも有しております、

前記所定の基準となるタイミングからの経過期間が所定期間未満である状況にて報知画像を表示する場合には、報知画像 A にて表示し得る一方報知画像 B にて表示しないよう構成されており、

前記所定の基準となるタイミングからの経過期間が所定期間以上である状況にて報知画像を表示する場合には、報知画像 B にて表示し得るよう構成されていることを特徴とするぱちんこ遊技機である。